年　月　日／　学校　年　組　番　なまえ

悪質商法の標的懸念

いばらき 18歳成人 ―上

授業で養う「当事者意識」

改正民法が今月施行され、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられた。親の同意なく契約できるなど若者の権利が広がった半面、改正少年法では、罪を犯した「特定少年」として厳罰化された。県内の教育や司法の現場でも対応が進む。

◆

「クレジットカードの契約は可能になったが、自分は作りたくない。お金や契約に関する知識、大人としての考えが身に付いてからにしたい」

若者でにぎわうJR水戸駅前。民法改正で4月1日に成人年齢が18歳に引き下げられ、成年となった土浦市、アルバイト、佐藤清佳さん(19)は率直に話した。

改正により、18、19歳でも親の同意なく、クレジットカードや携帯電話の契約などが可能になった。一方で消費者トラブルに巻き込まれる懸念もある。

昨年度、県消費生活センターの「出前講座」に申し込んだ高校は、前年の2倍近い35件（2月末時点）。新成年に対する消費者教育のニーズが高まっている。

■被害拡大が心配

「勧誘する側にためらいがなくなり、若者が標的になりやすくなる」

元高校教諭で消費者教育を専門とする茨城大教育学部の野中美津枝教授は警鐘を鳴らす。18、19歳が従来の〈親権者の同意がない契約を原則取り消せる〉という、民法上の保護対象から外れたからだ。

「お金を持たない年齢だが、簡単にお金を借りられる。もうけ話で誘われ、自分の判断だけで契約してしまう」といったトラブルを想定。大学生ら若年世代に交流サイト（SNS）を使ったマルチ商法などの勧誘が増えている現状から、年齢引き下げによる被害拡大を心配する。

「20歳になっても大人という意識がない人がいる」と指摘し、当事者意識を養える消費者教育の必要性を強調。さらに「現場の教員の知識が育っていかなければならない」と、教える側の課題も挙げる。

■高校教育の充実

県立水海道一高で昨年10月、家庭科の消費者教育に関する授業で、生徒たちがわが事として18歳成人について考えた。

「契約の際は解約方法など、確認しなければならないと思った」「定期購入の縛りなど注意して見るポイントが分かり、生活に生かす意識を持てた」

授業に当たり、担当の臼田文教諭は、架空の通販広告を作った。信ぴょう性に欠ける表記や、法的に記載してはいけない表現がないかどうか、批判的な思考を持たせ、トラブルを回避させたいためだ。

生徒たちを守るには「考える力を養う教育が必要。情報提供で終わってはいけない」。県教委は野中教授と同様に、授業内容を工夫する重要性を示す。

新年度は、高校家庭科で「資産形成」の授業がスタート。家計管理や経済計画に向け、株式や投資信託など金融商品の長所や注意点を学ぶ。高校公民科は必修科目として、「公共」が追加され、主権者、消費者の教育が強化される。

■教員研修にも力

18歳成人を見据え、県教委は2019年度から、県消費生活センターを所管する県生活文化課と連携し、教員研修を企画し、指導力の強化を図ってきた。

大人でも知識不足が不安視される金融教育については、県教委が関連情報を一元化したポータルサイトを3月に開設。常陽銀行が作成した学習支援用動画などを活用し、教員の自己研さんや授業に生かす。

契約を巡っては、若者を狙ったアダルトビデオ（AV）への出演強要、成年になった仲間に金を借りさせるなど多くの危険が潜む。県教委は「これまで通り、学校教育全体で他者への思いやりなど生徒指導をしっかり行う」として、18歳成人への教育を充実させる。

（今井俊太郎）

水海道一高で行われた架空の広告による消費者教育の授業＝昨年10月、県教委提供

2022年4月20日付

【問1】 18歳になると、親の同意なく、クレジットカードや携帯電話の契約ができるようになりますか？

なる

【問2】 成人年齢引き下げで、消費者教育が専門の茨城大・野中美津枝教授が懸念しているのは？

18、19歳が、もうけ話で誘われ、自分の判断だけで契約してしまうトラブルなど

【問3】 水海道一高の家庭科の授業で挙げられた、通販広告を見極めるポイントは？

信ぴょう性に欠ける表記はないか、法的に記載してはいけない表現がないか、など

読（よ）めない文字は、かぞくや、ともだちにきいてみてね

©茨城新聞社　教育目的以外の無断転載、複製および頒布は禁止します。